

1 山形県市町村職員研修協議会の沿革

- 昭和58年 4月 市長会及び町村会が市町村職員研修推進委員会を設置し、市町村職員の体系的な研修のあり方を諮問
- 11月 同委員会が「市町村職員研修制度に関する提言」を市長会及び町村会に答申
- ・ 市町村職員の研修組織として、市町村単独自主研修、地域共同研修、県域研修を整備
 - ・ 県域研修システムの計画的、継続的、効果的な運営を確保するため、県域研修実施機関を設置（（仮称）山形県市町村研修協会又は自治研修センター）
 - ・ 県域研修施設としての市町村職員研修所は、県職員研修所と合同合併して同一地に整備
- 昭和59年 1月 市長会及び町村会が県に対し市町村職員研修制度の充実について要望
- 2月 市長会総会及び町村会定期総会において、前記提言を承認するとともに、山形県市町村職員研修協議会の設立を決定
- 4月 山形県市町村職員研修協議会の設立
（事務所を山形県自治会館内の県町村会事務局に設置）

※ 昭和59年度においては、管理者（課長）研修、研修企画担当者研修、JST指導者養成研修及び法制執務担当職員研修の4課程4コースを実施

- 昭和62年 9月 山形県総合研修センターを県と市町村が共同で建設すること等について、知事、市長会長及び町村会長との間で基本協定を締結
- 昭和63年 1月 山形県総合研修センター着工
（山形県職員研修所／山形県社会福祉研修所／山形県市町村職員研修所）

※ 昭和63年度においては、管理者（課長）研修、管理者（課長補佐）研修、監督者（係長）研修2コース、上級職員研修、指導者養成研修3課程（JST・公務員倫理研修・接遇研修）、担当職員研修4課程（法制執務・税務（徴収）・税務（固定資産税課税）・税務（市町村民税課税））の11課程12コースを実施

- 平成 元年 2月 山形県総合研修センター完成
- 4月 山形県総合研修センターへ事務所移転
山形県市町村職員研修所を設置

※ 平成元年度においては、管理者（課長）研修、管理者（補佐）研修、監督者（係長）研修2コース、上級職員研修2コース、指導者養成研修3課程（JST・公務員倫理研修・接遇研修）、担当職員研修5課程（法制執務・財務・税務（徴収）・税務（資産税課税）・税務（住民税課税））、パソコン専門研修、行政課題（住民基本台帳法）研修の14課程16コースを実施